

長野県特別支援教育推進計画 骨子案

平成29年7月

長野県教育委員会

1 章 基本方向

1 基本理念

平成 19 年 4 月 1 日付で、文部科学省より示されました「特別支援教育の推進について（通知）」（19 文科初第 125 号）に明記されている、以下の「特別支援教育の理念」を引き続き基本理念とします。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2 本県における特別支援教育推進の基本的な考え方

本県では、平成 24 年 9 月に策定した「長野県特別支援教育推進計画」に基づき、障がいのある子の自立や社会参加に向けて、持てる力を最大限に伸ばすために最も必要な教育を受けられるようにしていくこと、また、それはできる限り身近な地域で実現され、すべての子どもが共に学び共に育つことができる教育を目指すことを基本的な考え方として特別支援教育を推進してきました。

今後も、この方向を一步先に進め、更にインクルーシブな社会を目指す教育（「インクルーシブな教育」）を推進していきたいと考えます。

本県が目指すインクルーシブな教育とは、障がいのある子が、豊かな自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同年代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができる教育であるとともに、障がいのない周囲の子も含めたすべての子が、多様な仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、「多様な他者とつながる力」、「多様な価値観の中で問題解決をしていく力」を育む教育であると考えます。

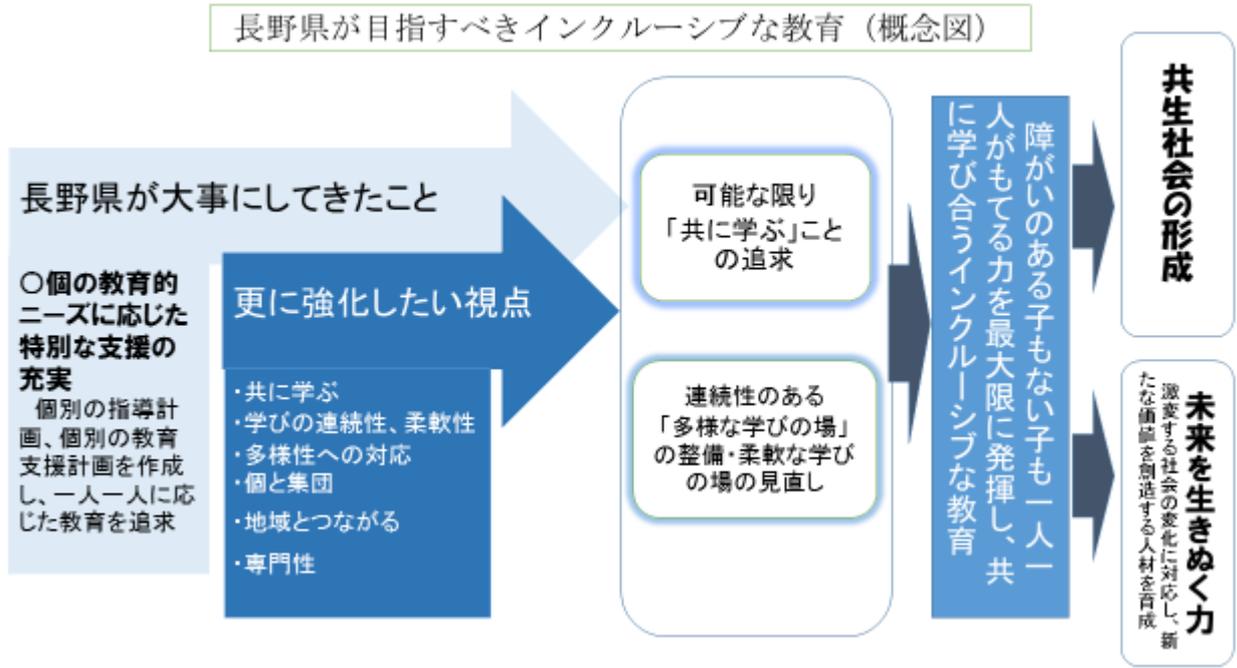
この教育の推進のためには、これまで大切にしてきた、障がいのある児童生徒一人一人への教育の充実を図る視点はもとより、すべての児童生徒にとって必要な教育としてとらえ、多様性が当たり前のものとして大切にされ、多様な者同士がつながり合い、多様な一人一人が力を発揮できる集団を形成する視点を持つことが更に重要になると考えます。

このインクルーシブな教育を具現していくために、可能な限り「共に学ぶ」ことを追求することと、連続性のある「多様な学びの場」の中で、どの子も持てる力を最大限発揮できることを同時に目指す必要があると考えます。

そこで、次の方向を、基本方向とします。

3 基本方向

障がいのある子もない子も一人一人がもてる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育を目指します



4 計画の位置づけ